

12 在宅医療及び介護との連携の推進について

山間部・中山間地域等、過疎化の進行や地理的条件から在宅医療を提供する事業者の経営が成り立ちにくい地域にあっても、在宅医療が選択できる制度設計を行うこと。

【背景理由等】

四国山地を有する四国地方は多くの山間部・中山間地域を抱えています。こうした地域では過疎化が進行している上、地理的条件から集落が点在し、道路事情の悪さや移動時間の長さなどにより訪問サービスの効率が悪くなっています。

現在の国の在宅医療・介護の支援制度は都市部を想定して設計されており、事業の効率的な運営が困難な地域では、在宅医療に必要な訪問看護ステーションなどの事業者の経営が成り立たない状況にあります。こうした地域にあっても、サービスが提供される仕組みづくりが必要です。

現在、訪問看護ステーションから長時間移動をする場合、加算措置がありますが、移動時間の要件が1時間以上と非常に長時間であることや、訪問看護ステーションの所在地によって加算ができない地域があることから、効果的な制度となっていない状況があります。

また、人口が密集し在宅医療・介護資源が豊富な都市部においては、機能分化・専門化を行うことで効率的なサービスが提供可能ですが、人口が点在し、資源が限定的な中山間地域においては1機関が複数の役割を実施するなどの対応が求められます。

このために、訪問看護ステーションでは対応が困難な訪問看護需要を、医療機関からの訪問看護で充当することも検討する必要がありますが、医療機関からの訪問看護においても、移動時間の要件が1時間以上の加算措置しか中山間等地域性に関する加算が設けられておらず、訪問看護の普及の障害になっていると考えられます。

【具体的な提言事項】

(1) 訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進

過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、訪問看護ステーション及び医療機関が一定時間以上の移動を要する場合の加算条件を緩和すること。